

住宅用火災警報器設置は義務です！

住宅火災による死傷者の減少を目的として、消防法並びに児玉郡市広域市町村圏組合条例が一部改正され、平成20年6月1日より住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

住宅用火災警報器の効果

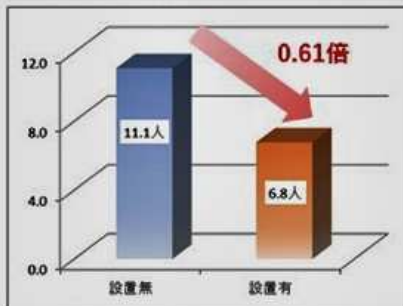
H28年からH30年までの3年間における失火を原因とした住宅火災について、火災報告を基に、住宅用火災警報器の効果进行分析。

※ ここでは、住宅火災のうち原因が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。

死者数、焼損床面積及び損害額を見ると、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者の発生は4割減、焼損床面積と損害額は概ね半減。

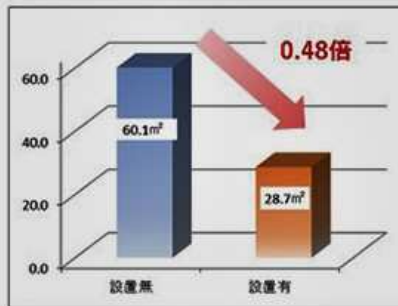
住宅用火災警報器を設置すれば、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少。

(人/火災100件)



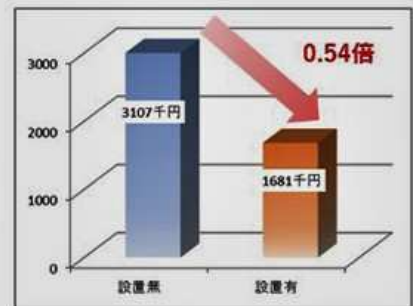
<住宅火災100件当たりの死者数>

(㎡/火災1件)



<焼損床面積>

(千円/火災1件)



<損害額>

住宅用火災警報器はご自身で簡単に設置できます。

設置されていない住宅は早急に設置してください！

出前講座受付中！

住宅用火災警報器の購入、設置などの説明会を随時受け付けています。地域の集會や、寄り合いなどありましたら、お気軽にお申し込みください。

詳細はこちらをクリック → [出前講座](#)

事業者さまへ **住宅用火災警報器の設置にご協力ください！**

住宅用火災警報器を取り扱う事業者の皆様に「設置促進協力事業所」として登録していただき普及を促進させる取り組みです。以下の募集要項を確認していただき、登録をお願いします。登録事業者はホームページ上で公表いたします。

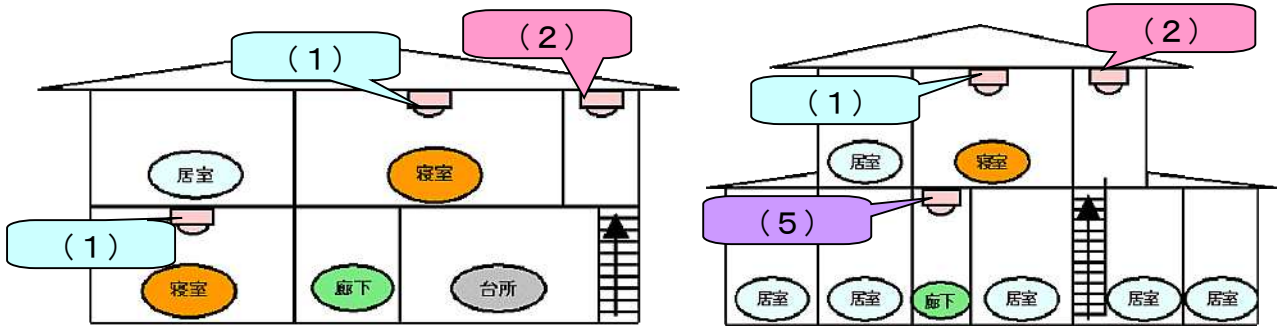
[「住宅用火災警報器設置促進協力事業所募集要項」](#)


児玉郡市広域消防本部

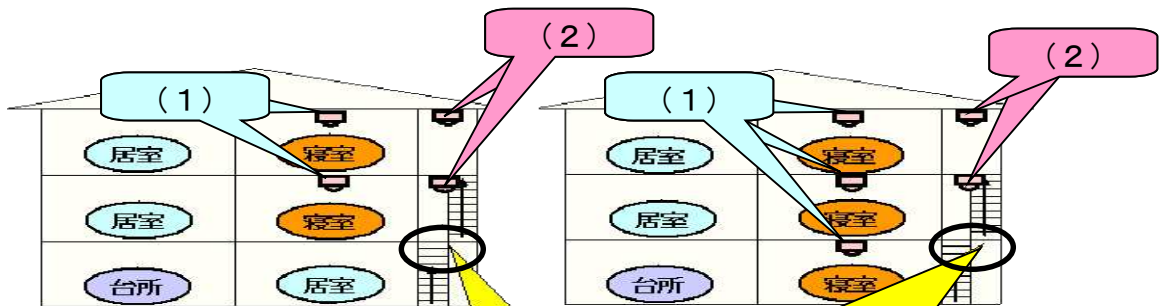
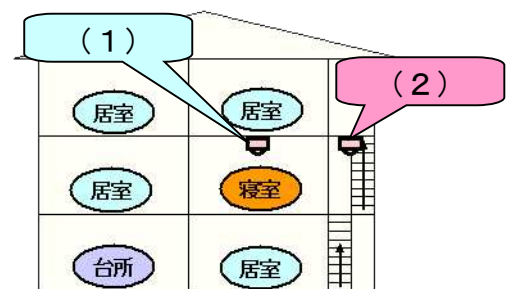
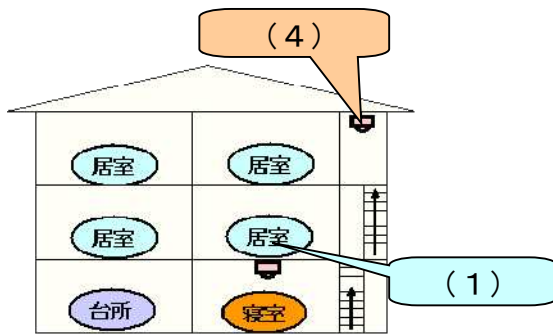
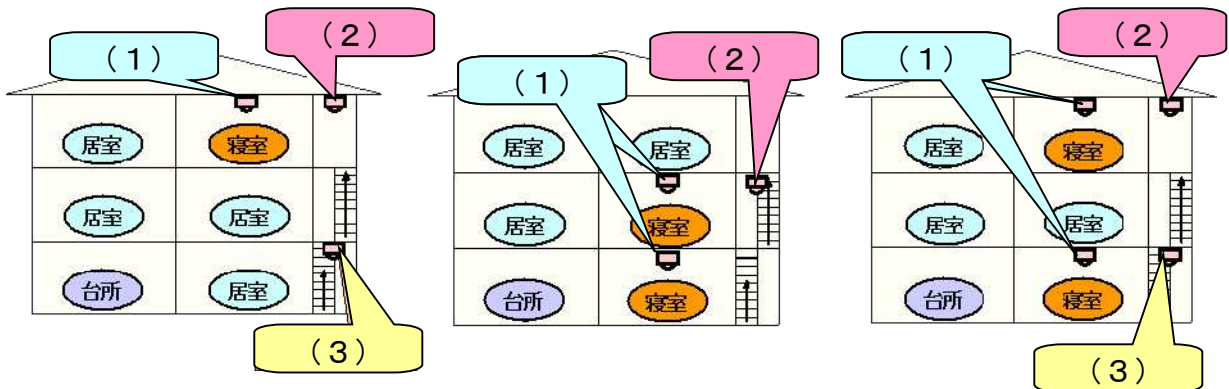
Q. どこに住宅用火災警報器をつけばいいの？

住宅用火災警報器の設置が必要となるのは、戸建て住宅や自動火災報知設備の設置義務がなかった500㎡未満のアパートなどの住宅の用に使用する部分で、次の箇所です。

◎設置箇所 () の数字は次表参照



 : 煙式の住宅用火災警報器



(3)により設置義務があるが、上階に設置してあるので、設置しなくてもよい

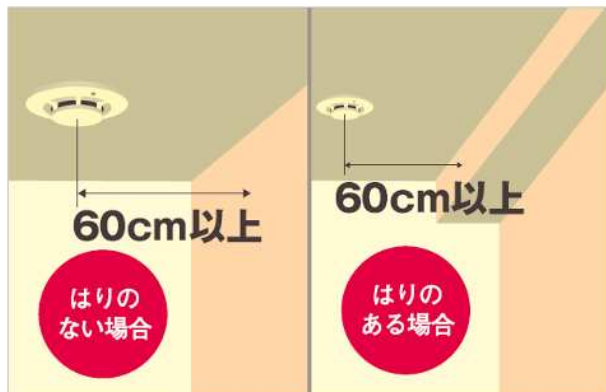
(1)	就寝に使用する部屋（以下「就寝室」という。） 普段就寝室として使用する部屋に設置します。 子供部屋や老人の居室なども、就寝に使われている場合は対象です
(2)	就寝室がある階の階段の上部（就寝室が避難階の場合を除く。）
(3)	就寝室の部屋がある階（3階以上）から2階下の階の階段 （ただし、就寝室がある階の1つ下の階の階段に住宅用火災警報器等が設置されている場合は除くことができる。）
(4)	就寝室の部屋がある階（避難階に限る。）から2つ以上うえにある階（3階以上）に居室がある場合のその最上階の階段
(5)	（1）から（4）で住警器等を設置する必要がなかった階で、7㎡以上（四畳半）の居室が5以上ある階の廊下（廊下が存しない場合は階段）
※（3）、（4）は、3階建以上の建物のときにのみ、該当します。 避難階とは、屋外に直接避難できる出口がある階です。	

<<推奨>>

台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分

◎設置する位置

天井へつけるときは、ここに注意。

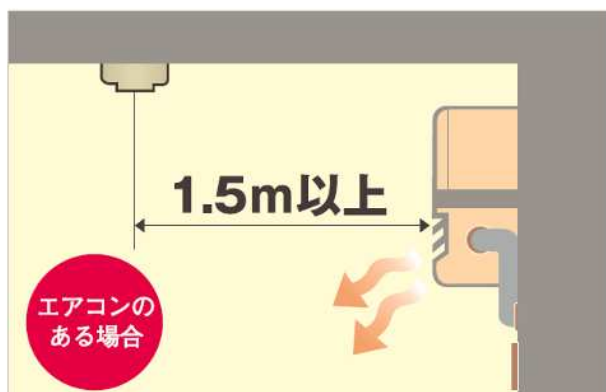


注意：火災警報器の中心(感知部)を壁から60cm以上離して取り付けます。天井にはりがある場合には、火災警報器の中心から60cm以上離します。

壁の取り付けはここがポイント。



注意：天井から15～50cm以内に火災警報器の中心(感知部)がくるようにします。



注意：エアコンや換気扇の吹き出し口付近では、1.5m以上離しましょう。



その他の注意事項等

- ◎ 住宅用火災警報器は業者などの有資格者による点検の義務付けはなく交換期限までは特段のメンテナンス無しに機能が維持できます。
定期的に住宅用火災警報器が鳴動するかテストしてください。（1ヶ月に1度が目安です。）
- ◎ 住宅用火災警報器は、消防設備業者やホームセンターなどで販売されておりますが、市場価格はさまざまです。（3千円～1万数千円程度）
- ◎ 住宅用火災警報器の品質を保証するものに、国家検定の「検定合格証票」が付いた製品を購入してください。
- ◎ **住宅用火災警報器を設置しないことについての罰則はありませんが、大切な自分の「命」や「財産」を守りますので早めの設置をお願いします。**



《ご不明な点は下記までお問い合わせ下さい。》

お問い合わせ先：本庄市西富田904-3

児玉都市広域消防本部予防課 TEL0495-24-8392

悪質な訪問販売にご注意！

住宅用火災警報器の設置義務に便乗し、巧妙な手口による悪質な訪問販売などのトラブルが発生しています。

（例1）作業服を着た男性二人組が「役所からの依頼で住宅用火災警報器の点検に来ました。」と言い、室内に上がり込み1階と2階に分かれ点検をしていった。「異常ありませんでした。」と言って書類を置いて帰っていったが、室内にあった現金が無くなっていた。

（例2）作業服姿の男性が訪れ、「消防署の方から来ました。住宅用火災警報器は設置していますか。」と言うので、付いていないことを告げると、「設置しなければ罰則がある。1個1万5千円で取り付けます。」と言われ商品を買わされそうになった。

住宅用火災警報器はご自身でボタンを押すなどして簡単に点検ができ、もし設置されていなくても罰則はありません。

消防職員がその場で住宅用火災警報器の販売や契約をすることはありません。

不審に思ったら

- ・身分証明書等の提示を求める。
- ・はっきりと購入や点検を拒否する。
- ・料金をその場で支払ったりせず、契約書にハンコを押さない。
- ・その場で、消防署に問い合わせする。

契約を急がせる事業者は**要注意**です。その場ですぐ契約せず、家族や消費生活支援センターなどに相談しましょう。

埼玉県消費生活支援センター

〒333-0844 川口市上青木3-12-18SKIP シティA 1街区 2階

TEL. (048) 261-0999